

平成 2 3 年

上尾市教育委員会 9 月定例会 議案

議 案 名

議案第 5 1 号	平成 2 4 年度当初教職員人事異動の方針について -----	1
議案第 5 2 号	上尾市スポーツ振興審議会規則の一部を改正する 規則の制定について -----	3
議案第 5 3 号	上尾市体育指導委員に関する規則の一部を改正す る規則の制定について -----	5
議案第 5 4 号	上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関 する規程の一部を改正する訓令の制定について -----	7
議案第 5 5 号	学校医の委嘱について -----	8
議案第 5 6 号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及 び評価について -----	9

【 白紙 】

議案第 5 1 号

平成 2 4 年度当初教職員人事異動の方針について

平成 2 4 年度当初教職員人事異動の方針について、下記のとおり定める。

平成 2 3 年 9 月 2 2 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

記

平成 2 4 年度当初教職員人事異動の方針

1 基本方針

埼玉県教育委員会の「平成 2 4 年度当初教職員人事異動の方針について」（以下「県教育委員会の方針」という。）に基づき、本市教育界の活性化を図り、気風の刷新と教育効果を高めるため、教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。そのために、全市的視野から長期的展望に立って、計画的に適正な異動を推進する。

2 実施要項

県教育委員会の方針にそって実施するが、特に次のことについて配慮して行う。

- (1) 退職については「職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年埼玉県条例第 4 号）」に定めるところによる。
- (2) 教職員の年齢構成不均衡を解消するため、勸奨退職制度の活用を図る。
- (3) 教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (4) 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先する。
- (5) 学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡を考慮し、教職員組織の充実を図るために異動を行う。
- (6) 学校の気風の刷新を図り、教職員の職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者は、積極的に異動を行う。
- (7) 学校の活性化を図るため、積極的に広域的視野に立った人事を行う。

提案理由

平成24年度県費負担教職員に係る当初人事異動の実施に当たり、計画的に適正な人事異動を推進するため、基本方針を定めたいので、この案を提出する。

議案第 5 2 号

上尾市スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 3 年 9 月 2 2 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則

上尾市スポーツ振興審議会規則（昭和 5 1 年上尾市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市スポーツ推進審議会規則

第 1 条中「上尾市スポーツ振興審議会条例」を「上尾市スポーツ推進審議会条例」に、「上尾市スポーツ振興審議会」を「上尾市スポーツ推進審議会」に改める。

附 則

この規則は、上尾市スポーツ振興審議会条例及び上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成 2 3 年上尾市条例第 号）の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

スポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号）の施行により上尾市スポーツ振興審議会条例（昭和 5 1 年上尾市条例第 3 0 号）が一部改正されたことに伴い、題名の改正等、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

【 白紙 】

議案第 5 3 号

上尾市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 3 年 9 月 2 2 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則

上尾市体育指導委員に関する規則（昭和 3 7 年上尾市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市スポーツ推進委員に関する規則

第 1 条中「スポーツ振興法（昭和 3 6 年法律第 1 4 1 号）第 1 9 条第 2 項」を「スポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号）第 3 2 条第 2 項」に、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（職務）

第 2 条 スポーツ推進委員は、市民のスポーツの推進に関し、次の職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) スポーツの実技の指導を行うこと。
- (3) スポーツ活動の促進のため、その組織の育成を図ること。
- (4) 教育機関又はスポーツ団体の行うスポーツ行事の実施に関し必要な援助を行うこと。
- (5) スポーツについての市民の理解を深め、啓発すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツに関する指導及び助言を行うこと。

第 3 条から第 6 条までの規定中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

スポーツ振興法（昭和36年法律141号）の全部改正によりスポーツ基本法（平成23年法律第78号）が施行されたことに伴い、体育指導委員の名称をスポーツ推進委員に変更するため所要の改正を行うほか、委員が担当する職務について整理をしたいので、この案を提出する。

議案第 5 4 号

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 3 年 9 月 2 2 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成 2 2 年上尾市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 スポーツ振興センター所長及びスポーツ振興センター次長専決事項の表 3 の項第 2 号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

提案理由

スポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号）の施行により体育指導委員の名称がスポーツ推進委員に変更されたことに伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 5 5 号

学校医の委嘱について

学校医に下記の者を委嘱する。

平成 2 3 年 9 月 2 2 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

記

任期：平成 2 3 年 1 0 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで

診療科目	氏 名	住 所 等	担当校
内 科	上野 聡一郎	上尾中央総合病院 勤務	大谷中学校

提案理由

上尾市立学校の学校医である斎藤早苗医師が、9月30日をもって退任し欠員が生じるため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第3項の規定により、後任として委嘱したいので、この案を提出する。

議案第56号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

教育に関する事務の管理及び執行の状況について、下記のとおり、点検及び評価を行う。

平成23年9月22日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

記

- 1 評価対象 平成22年度に教育委員会が実施した事業のうち、上尾市行財政3ヵ年実施計画に掲げられている教育委員会所管の78の事業。
- 2 評価の実施方法 78事業の進捗状況、事業の課題を分析し、今後の取組みの方向性等について、点検及び評価を実施する。なお、点検評価の客観性を確保するとともに、今後の事業展開への活用を図るため、評価結果について、教育に関し学識経験を有する者から意見を聴取する。
- 3 評価結果 別冊「平成23年度上尾市教育委員会の事務に関する点検評価結果（案）」のとおり。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定に基づき、平成22年度における上尾市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行いたいので、この案を提出する。